

誰も自殺に追い込まれることのない社会に ～9月10日～16日は自殺予防週間です～

9月10日の世界自殺予防デー

にちなんで、毎年9月10日から16日の一週間は自殺予防週間となっています。自殺予防週間は、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、こ

れらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、またサインに気づいたときの対応方法など国民の理解の促進を図ることを目的としています。

ここでもうからだの不調に気付いたら、一人で悩まず気軽にご相談ください。また、身近な方の悩みに気づいた人は、温かく寄り添いながら、悩みに耳を傾け、相談をすすめてみましょう。

【じこうの悩み相談窓口】

熊本精神保健福祉センター

TEL 096(386)1166

社会福祉法人 熊本いのちの電話

TEL 096(353)4343

※毎月10日はフリーダイヤル0120(738)556

(社)県精神保健福祉協会「熊本じこうの電話」

TEL 096(285)6688

【担当窓口】

阿蘇保健所 TEL 0967(32)0535

役場 住民福祉課 TEL(62)9195

（通報・問い合わせ）

役場 住民福祉課 TEL(62)9195

FAX (92)2411

障害者虐待防止法について ～障害者虐待に気づいた人には通報義務があります～

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）のある人や、その他の心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人が対象となります（障害者手帳を取得していない場合も含まれます）。

【障害者虐待の種類】

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

- (1) 養護者による障害者虐待
- (2) 障害福祉施設従事者などによる障害者虐待
- (3) 使用者による障害者虐待

※障害者虐待に該当する行為として、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任（ネグレクト）、経済的虐待があります。

障害者虐待に気づいた人には、村の窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などがかかるえる問題の解決にもつながりますので、ご協力ををお願いします。

障害福祉関係助成制度のご案内

制度名	内容	助成額（月額）
特別児童扶養手当	20歳未満の身体や精神（知的）に中程度以上の障害のある在宅の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方（養育者）に対し支給される手当です。	◆ 1級該当児童（1人） 49,900円 ◆ 2級該当児童（1人） 33,230円
障害児福祉手当	身体や精神（知的）に重度の障害があり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の在宅者に支給される手当です。	14,140円
特別障害者手当	身体や精神（知的）に著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅者に支給される手当です。	26,000円

※これらの手当は、所得制限や受給資格要件がありますので、受給できない場合があります。

※助成の額は平成26年度の額です。助成の額は、毎年改定されます。

〈問い合わせ〉 役場 住民福祉課 TEL(62)9195